



農業共済に 加入しましょう!!

～備えあれば憂いなし～

- ◇ 近年は、豪雨や豪雪など、これまで例をみない自然災害が多発しており、このような災害に対し、農業者自らが備えることが重要となっています。
- ◇ 農業共済は、自然災害等により作物・家畜・園芸施設に損害が生じた場合に、共済金が支払われる公的な保険制度です。

農業共済への加入が災害対策の基本です。
農業共済以外の特別対策は、過去に例のないような甚大な気象災害が発生した場合に限られます。
- ◇ 農業共済では、**加入者の負担を軽減するため、掛金の原則50%を国が負担**します。また、**共済金の受取額に応じて翌年の掛金が増減**します。
- ◇ 自然災害等に備えて、**農業共済に加入しましょう!!**

農林水産省

※以後のページに記載されている共済掛金、共済金は全国の平均的な金額であり、実際には地域や農業者ごとに異なります。
また記載されている共済掛金は、国が補助した後の農業者の実負担額です。

農作物共済

(収穫量が減少した場合に補償します)

対象品目

水稻・陸稲・麦



補償対象となる事故

風水害、干害、冷害、雪害、その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害

補償期間

移植期（直播の場合は発芽期）から収穫するまで

主な補償内容

主なメニュー 以下のメニューから、農業者が選択できます

	共済金支払条件	共済金の算定に用いる収穫量
全相殺方式	農業者ごとに、 収穫量が9割を下回った場合	JA等の出荷資料や 税務申告の帳簿による収穫量 (又は生産金額)
災害収入 共済方式	農業者ごとに、 収穫量が減少した場合であって、 生産金額が9割を下回った場合	
地域インデ ックス方式	農業者ごとに、 補償対象となる事故が発生した場合で あって、市町村ごとの統計データによ る収穫量が9割を下回った場合	農林水産統計の収穫量
半相殺方式	農業者ごとに、 収穫量が8割を下回った場合	損害評価員等の被害ほ場の現地 調査による収穫量

○一筆半損特約を付加した場合は、ほ場ごとに半損以上の損害があった場合でも共済金が受け取れます。

試算例(10aあたり)	水稻 (全相殺方式)	水稻 (半相殺方式)	麦 (災害収入共済方式)
農業者が支払う共済掛金 〔一筆半損特約を 付加した場合の掛金〕	409円 (419円)	213円 (234円)	1,403円 (1,458円)
収穫量が50%減少した 場合に支払われる共済金	3.8万円	2.9万円	2.9万円
収穫量が皆無になった 場合に支払われる共済金	8.6万円	7.7万円	6.6万円

○危険段階別共済掛金率により、共済金の受取額によって、共済掛金率は変わります。共済金の受取りが少ない農業者の掛金は段階的に下がっていきます。

果樹共済

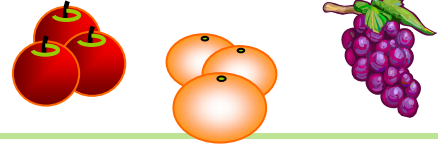
対象品目

うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル

〔【指定かんきつ】

はっさく、ぼんかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑、ゆず、はるみ、レモン、せとか、愛媛果試第28号、甘平

収穫共済（収穫量が減少した場合に補償します）

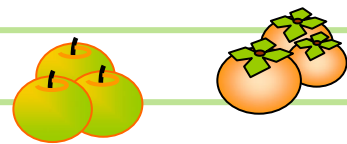


補償対象となる事故

風水害、干害、寒害、雪害、その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害、鳥獣害

補償期間

花芽の形成期(春枝の伸長停止期)から果実を収穫するまで



主な補償内容

主なメニュー 以下のメニューから、農業者が選択できます

	共済金支払条件	共済金の算定に用いる収穫量
全相殺 減収方式	農業者ごとに、 収穫量が8割を下回った場合	J A等の出荷資料や 税務申告の帳簿による収穫量 (又は生産金額)
災害収入 共済方式	農業者ごとに、 収穫量が減少した場合であって、 生産金額が8割を下回った場合	
地域インデ ックス方式	農業者ごとに、 補償対象となる事故が発生した場合で あって、都道府県ごとの統計データによ る収穫量が9割を下回った場合	農林水産統計の収穫量
半相殺 減収総合方式	農業者ごとに、 収穫量が7割を下回った場合	損害評価員等の被害ほ場の現地 調査による収穫量

試算例(10a当たり)	うんしゅうみかん (災害収入共済方式)	りんご (半相殺減収総合短縮方式)	ぶどう (全相殺減収方式)
農業者が支払う共済掛金	3,591円	5,481円	4,969円
収穫量が50%減少した 場合に支払われる共済金	7.1万円	7.6万円	12.3万円
収穫量が皆無になった 場合に支払われる共済金	18.9万円	26.0万円	32.3万円

○危険段階別共済掛金率により、共済金の受取額によって、共済掛金率は変わります。共済金の受取りが少ない農業者の掛金は段階的に下がっていきます。

樹体共済

(樹体に損害を受けた場合に補償します)



補償対象となる事故

気象災害等による樹体の枯死、流出、滅失、埋没、損傷による損害

補償期間

農業共済組合が定める日から1年間

主な補償内容

○樹体が損害を受けた場合に、樹体の資産価値の8割を上限として共済金を支払います。

○樹体の資産価値は、樹齢を考慮して設定します。

○対象品目ごとに、損害額が10万円（又は共済価額の10%）を超える場合に補償します。

(25年生の場合、付保割合8割)

試算例(10a当たり)	うんしゅうみかん (資産価値195万円)	りんご (資産価値255万円)	なし (資産価値384万円)
農業者が支払う共済掛金	1,187円	11,696円	8,520円
半損になった場合に 支払われる共済金	78万円	102万円	154万円
全損になった場合に 支払われる共済金	156万円	204万円	307万円

○危険段階別共済掛金率により、共済金の受取額によって、共済掛金率は変わります。共済金の受取りが少ない農業者の掛金は段階的に下がっていきます。

畑作物共済

(収穫量が減少した場合に補償します)

対象品目

ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶（一番茶）、そば、
スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭



補償対象となる事故

風水害、干害、冷害、凍霜害、ひょう害、その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害

補償期間

発芽期（移植をする場合は移植期）から収穫するまで

主な補償内容

主なメニュー 以下のメニューから、農業者が選択できます

	共済金支払条件	共済金の算定に用いる収穫量
全相殺方式	農業者ごとに、 収穫量が8割（ばれいしょ、大豆及びてん菜は9割）を下回った場合	J A等の出荷資料や 税務申告の帳簿による収穫量 （又は生産金額）
災害収入共済方式	農業者ごとに、 収穫量が減少した場合であって、 生産金額が8割を下回った場合	
地域インデックス方式	農業者ごとに、 補償対象となる事故が発生した場合であって、統計データ※による収穫量が9割を下回った場合 ※大豆、てん菜、そばについては市町村ごと、それ以外は都道府県ごと	農林水産統計の収穫量
半相殺方式	農業者ごとに、収穫量が7割（大豆は8割）を下回った場合	損害評価員等の被害ほ場の現地調査による収穫量

試算例(10aあたり)	大豆 (全相殺方式)	大豆 (半相殺方式)	茶 (災害収入共済方式)
農業者が支払う共済掛金	1,563円	1,540円	2,267円
収穫量が50%減少した場合に支払われる共済金	2.3万円	1.7万円	3.8万円
収穫量が皆無になった場合に支払われる共済金	5.1万円	4.6万円	10.0万円

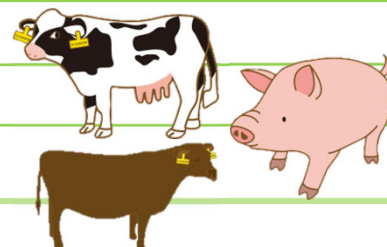
○危険段階別共済掛金率により、共済金の受取額によって、共済掛金率は変わります。共済金の受取りが少ない農業者の掛金は段階的に下がっていきます。

家畜共済

(家畜が死亡や疾病・傷害となった場合に補償します)

対象品目

牛	成牛（原則として出生後第6月以降のもの） ※子牛・胎児（その母牛に対する授精の日から起算して240日以上又は原則として受精卵移植の日から233日以上のもの）についても農業者の選択により対象にできます
馬	原則として出生年の翌年以降のもの
種豚	出生後第6月以降のもの
肉豚	出生後第20日又は離乳した日以降のもの



補償期間

共済掛金の支払日の翌日から1年間

主な補償内容

家畜共済には、2つの補償メニューがあります。
(どちらか一方のみの加入もできます。)

死廃共済	<p>○家畜が死亡や廃用となった場合に、家畜の資産価値*の8割を上限として共済金を支払います。</p> <p>*肥育牛等の棚卸資産的家畜は事故発生時の資産価値、搾乳牛や繁殖用雌牛等の固定資産的家畜は期首時（導入時）の資産価値です。</p> <p>○家畜の資産価値は、当該家畜の市場価格を基礎に設定します。</p> <p>○火災、伝染病又は自然災害以外の原因による事故を除外する等、一部の事故を補償対象外とすることにより、掛金の負担を軽減できます。</p>
病傷共済	<p>○家畜（牛の胎児、肉豚は除く）が疾病や傷害となった場合に、その診療費の9割を補償します。</p> <p>○支払限度額*の範囲内で選択いただいた金額を限度として補償します。</p> <p>*支払限度額は、家畜の資産価値に、地域ごとに定められた率を乗じて算定されます。</p>

試算例(1頭当たり)		搾乳牛 (資産価値50万円)	肥育牛 (資産価値90万円)	肉豚 (資産価値1.3万円)
死亡 廃用 共済 (*)	農業者が支払う 共済掛金	11,204円	7,463円	1,501円
	死亡した場合に 支払われる共済金	40万円	72万円	10,400円
疾病 傷害 共済	農業者が支払う 共済掛金	6,584円 (共済金額40,000円を選択)	7,539円 (共済金額28,000円を選択)	
	治療を受けた場合に 支払われる共済金 (1件20,000円の場合)	18,000円	18,000円	

*付保割合が8割の場合

○危険段階別共済掛金率により、共済金の受取額によって、共済掛金率は変わります。共済金の受取りが少ない農業者の掛金は段階的に下がっていきます。

園芸施設共済

(園芸施設が損害を受けた場合に補償します)

対象品目

ガラス温室、ビニールハウス、雨よけ施設等

※農業者の選択により、暖房器具、発電設備、栽培棚などの附帯施設や、施設内農作物についても対象に追加できます。



補償対象となる事故

風水害、ひょう害、雪害、その他気象上の原因（地震及び噴火を含む）による災害、火災、破裂、爆発、航空機の墜落及び接触、航空機からの物体の落下、車両及びその積載物の衝突及び接触、病虫害並びに鳥獣害

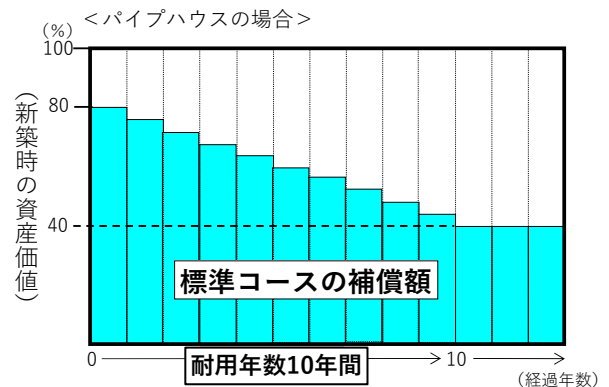
補償期間

共済掛金の支払日の翌日から1年間

主な補償内容

標準コース

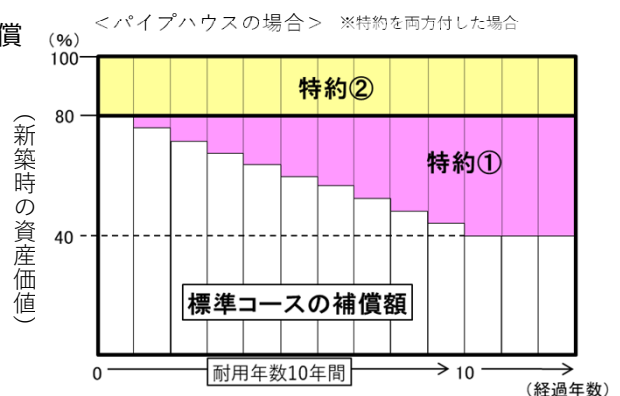
- 園芸施設が損害を受けた場合に、築年数に応じて園芸施設の資産価値の8～4割を上限に共済金を支払います。
- 園芸施設の資産価値は、当該園芸施設の新築時の資産価値を基礎に設定します。
- 園芸施設1棟ごとに、損害額が3万円（又は共済価額の5%）を超える場合（3万円コース）に補償します。



付加できる特約等

【補償額の上乗せ特約】

- 特約①：復旧費用特約（※被覆材は補償対象外）
復旧を条件に新築時の資産価値の**最大8割**まで補償
- 特約②：付保割合追加特約
新築時の資産価値の**最大2割**を補償



【ポイント】

①と②の特約を付加すれば、**築年数にかかわらず新築時の資産価値（10割）まで補償**

(※この特約には国の掛金補助はありません。)

【小さな損害も補償する特約】

特約③：小損害不てん補1万円特約

損害額が**1万円を超える場合**から補償（※この特約には国の掛金補助はありません。)

【ハウス本体の損害以外の補償】

- ・損害を受けた施設の**撤去費用**も、補償の対象に追加可能

主な補償内容

掛金

- ・掛金の半分は国が負担
- ・補償範囲から外す損害の金額を、3万円コースから、10万円、20万円、50万円、100万円のいずれかを選択すると、選択したコースに応じて、掛金をさらに割引
- ・生産部会等の集団で加入すると、掛金を5%割引
- ・太いパイプ（31.8mm以上）ハウス等にすると、掛金を15%割引

【試算例(10a当たり)】

※19mmパイプハウス、4年経過、耐久性軟質フィルム（被覆後1年未満）、新築時の資産価値426万円、付保割合8割

標準コース	損害額が1万円を超える場合に補償 (小損害不てん補1万円特約)	損害額が3万円 (又は共済価額の5%)を 超える場合に補償	損害額が20万円を 超える場合に補償 (小さな被害を補償範囲から除外)
農業者が支払う共済掛金	26,100円	26,000円	8,500円
全損時に支払われる共済金	283万円	同左	同左
標準コース+特約①+特約②	損害額が1万円を超える場合に補償 (小損害不てん補1万円特約)	損害額が3万円 (又は共済価額の5%)を 超える場合に補償	損害額が20万円を 超える場合に補償 (小さな被害を補償範囲から除外)
農業者が支払う共済掛金	45,300円	45,200円	15,100円
全損時に支払われる共済金	426万円	同左	同左

○危険段階別共済掛金率により、共済金の受取額によって、共済掛金率は変わります。共済金の受取りが少ない農業者の掛金は段階的に下がっていきます。

具体的な内容や、共済への加入手続き等については、お近くの農業共済組合等へお問い合わせください

名 称	電話番号
北海道農業共済組合	011-271-7212
青森県農業共済組合	017-775-1161
岩手県農業共済組合	0198-29-5939
宮城県農業共済組合	0229-87-8281
秋田県農業共済組合	018-884-5222
山形県農業共済組合	023-656-8988
福島県農業共済組合	024-521-2715
茨城県農業共済組合連合会	029-215-8881
栃木県農業共済組合	028-683-5531
群馬県農業共済組合	027-251-5631
埼玉県農業共済組合	048-645-2141
千葉県農業共済組合	043-245-7449
東京都農業共済組合	042-381-7111
神奈川県農業共済組合	0463-94-3211
新潟県農業共済組合	025-288-6888
富山県農業共済組合	076-461-5333
石川県農業共済組合	076-239-3111
福井県農業共済組合	0778-53-2701
山梨県農業共済組合	055-228-4711
長野県農業共済組合	026-217-5800
岐阜県農業共済組合	058-270-0081
静岡県農業共済組合	054-251-3511
愛知県農業共済組合	052-204-2411
三重県農業共済組合	059-228-5135

名 称	電話番号
滋賀県農業共済組合	077-524-4688
京都府農業共済組合	075-222-5700
大阪府農業共済組合	06-6941-8736
兵庫県農業共済組合	078-332-7154
奈良県農業共済組合	0744-21-6312
和歌山県農業共済組合	073-436-0771
鳥取県農業共済組合	0120-031-559
島根県農業共済組合	0853-22-1478
岡山県農業共済組合	086-224-5588
広島県農業共済組合	082-262-4711
山口県農業共済組合	083-972-7500
徳島県農業共済組合	088-622-7731
香川県農業共済組合	087-888-2121
愛媛県農業共済組合	089-941-8135
高知県農業共済組合	088-856-6550
福岡県農業共済組合	092-721-5521
佐賀県農業共済組合	0952-31-4171
長崎県農業共済組合	0957-23-6161
熊本県農業共済組合	0964-25-3200
大分県農業共済組合	097-544-8110
宮崎県農業共済組合	0985-27-4288
鹿児島県農業共済組合	099-255-6161
沖縄県農業共済組合	098-833-8188

農林水産省経営局保険課

03-6744-2175